

第86回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

平成27年12月18日（金）

沖縄総合事務局

# 第86回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成27年12月18日（金）15時30分  
場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

## 出席者 :

公益委員 宮里委員、春田委員、儀部委員  
労働者委員 姫路委員、大崎委員、屋比久委員  
使用者委員 宮城委員、大城委員

沖縄総合事務局 宮里船舶船員課長、野原課長補佐  
西専門官

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第85回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 船員の特定最低賃金に関する改正について
4. 意見交換

### ○閉 会

#### (配付資料)

1. 第85回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成27年11月分）
3. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の改正について（報告）
4. 沖縄海上旅客運送業最低賃金の改正について（報告）
5. 船員に関する特定最低賃金の改正について（案）
6. 沖縄海上旅客運送業最低賃金（現行）
7. 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（現行）

## **宮里部会長**

定刻より少し早いですが、皆様お集まりですので、第86回船員部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認をお願いします。

## **事務局（西専門官）**

本日は、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

## **宮里部会長**

それでは、初めに第85回船員部会の議事録の承認について、お諮りします。

お手元に配付されています議事録を御確認ください。

議事録案のとおりでよろしいでしょうか。

## **各委員**

（「異議無し」）

## **宮里部会長**

では、異議なしということで承認されたものといたします。

続きまして、議題2の管内の雇用状況等について事務局に御説明をお願いします。質問は最後にお願いします。

## **事務局（野原補佐）**

平成27年11月分の管内雇用状況等の概要について報告いたします。

### ● 求人状況について

新規求人数は5件でした。前月に比べ14件減少、また、前年同月に比べ1件増加となっております。

月間 有効求人数は25件でした。前月に比べ2件減少、また、前年同月に比べ9件増加となっております。

月間有効求人数25件の内訳としましては、商船等22件、漁船3件となっております。

月末未済求人数は12件でした。

### ● 求職状況について

新規求職数は7名でした。前月に比べ5名減少、また、前年同月に比べ5名減少となっております。

新規求職数7名の内訳としましては、全て商船等となっております。

月間有効求職数は22名でした。前月に比べ11名減少、また、前年同月に比べ2名減少となっております。

月間有効求職数22名の内訳としましては、商船等18名、漁船4

名となっております。

月末未済求職数は15名でした。

● 成立状況について

11月は管内に1名採用が決まりました。

近海の貨物船に司厨員として50代男性1名が採用されました。

● 管外から管内求人への就職について

11月は管外から管内求人へ1名採用が決まりました。

● 求人倍率について

11月の月間有効求人倍率は、1.14倍でした。

前月に比べ0.32ポイント増加、また、前年同月に比べ0.47ポイント増加となっております。

● 新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

11月の新規求職者7名のうち離職者4名の退職理由としましては、船舶所有者都合が1名、自己都合が3名となっており、離職以外の方3名の求職理由としましては、就業中に転職を希望する者2名、その他が1名でした。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が3名、管外が4名となっております。

● 失業等 給付支給 内訳について

基本手当 受給者 実人員は0名、支給延べ件数は0件で、基本手当支給金額は0円、その他の支給はありませんでしたので、総支給額は、0円でした。

**宮里部会長**

ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますか。

**大崎委員（労）**

1ページ目の管外から管内求人への就職、これは表の中には出てこない。

**事務局（野原補佐）**

当局へは求職票を出していない方ですので、本月成立数内訳表へは出ておりません。

**大崎委員（労）**

他局に求職票を出されて、こちらでヒットしたっていうこと。年齢は分かりますか。

**事務局（野原補佐）**

50歳代です。この方は、以前、沖縄へ求職票を出していたのですが、その際は成立しませんでした。その後、神戸運輸監理部に求職票を提出

し、沖縄管内の求人会社へ就職が決まりました。

**大崎委員（労）**

沖縄の方なんですか。

**事務局（野原補佐）**

求職票が手元にないため分かりません。

**大崎委員（労）**

了解です。一応沖縄の船員不足の中でね、この沖縄に就職していただける本土の方がいると言うことになればね、嬉しいことだし、リターンみたいな形で、出て戻ってこられたって言ったらそもそも沖縄で大事にしないと行けない船員だと感じたので聞いてみました。

もう一点なんですけど、4ページ目。今更なので申し訳ないのですが、表の見方なんですけども、期間別とあります、3ヶ月以上とあるんですけど、これ最長何ヶ月になるのでしょうか。

**事務局（野原補佐）**

基本的に求職票の申込みを受理した日から30日間です。本人の申し出があれば現行の有効期限日の翌日から30日を限度に延長できますので、最長で約2ヶ月となります。ただし、雇用保険の基本手当等の受給者については、就職指導を受け、かつ、求職の意思があると認められる期間を有効期間としており、当然それ以上の方も出てくるということをございます。

**大崎委員（労）**

そこで3ヶ月以上という話になってくるわけですね。了解です。ありがとうございました。

**宮里部会長**

他にござりますでしょうか。無いようですので、議事3の「船員の特定最低賃金に関する改正について」に移りたいと思います。

審議に先立って、沖縄内航鋼船運航業最低賃金専門部会及び沖縄海上旅客運送業最低賃金専門部会での審議の経過と結果につきまして、私の方から報告いたします。

両最賃部会は、去る11月27日と本日の2回にわたって開催され、各最低賃金専門部会の委員の皆さんのご協力により、結論を得ることが出来ました。

それぞれの最低賃金専門部会での審議を経てまとめた内容は、別紙1、2のとおりですので、事務局から説明をお願いします。

**事務局（西専門官）**

別紙1及び2を読み上げさせて頂きます。

～（別紙1及び2を読み上げ）～

### **宮里部会長**

ただいま事務局の方で読み上げた最賃部会の取りまとめ内容をベースに審議を進めていきたいと思います。

それでは、ご意見等があればお願ひします。

### **大崎委員（労）**

最低賃金部会に出席させていただいた中で、理解を深めるために船員部会でも説明をさせていただきます。

家族手当の考え方が最低賃金の中に船員の場合は含まれております。陸上の場合は含まれていないので、そこのとこの整合性を図るために、是非、家族手当を抜いていただきたい。というのは通常の労働に対する賃金が最低賃金とうたわれておりますので、その中では家族手当はそぐわない。と思いますので、そこは削除していただきたいなと思っているところあります。

さらに、最低賃金の対象となる賃金が毎月支払われている基本的な賃金となっていることから、割増手当の算定基準が最低賃金を下回っている場合は、ちょっとと考えられないのかなと。下回っている場合はちょっと通常の労働時間という考え方ではないと思います。そこで基本手当に様々な賃金、手当を支給して最低賃金をクリアしているのであれば、割増手当の算定基準額を同額、同様にしていただきたいと。労働に対する対価の基準額は通常労働に対する報酬で、計算額の3割増しとなっておりますので、割増手当の考え方方はやはり通常労働の時間の報酬というところで、いわゆる最低賃金だと思いますので、その考え方もあるのではないかと思います。

以上です。

### **宮里部会長**

はい。他にご意見ござりますか。

### **大崎委員（労）**

もう1点いいですか。もう1点、最低賃金額、陸上との差の中で、陸上ではある金額が改定されております。そこで、それは全く時間給ですので、そもそも本当の労働の対価という考え方があります。そこでいうと、船員の場合は基本給ではないのかなという考え方がありますので、最低賃金イコール基本給というのも是非考えていいかないといけないのではないかと思いますので、意見として述べさせていただきます。以上です。

### **宮里部会長**

他にござりますか。使用者側から何かありますか。いいですか。他にご意見がないようありましたら、沖縄地方交通審議会船員部会としての取りまとめを行いたいと思います。

本船員部会での結論を別紙3のとおりとりまとめましたので、事務局から説明をお願いします。

### **事務局（西専門官）**

別紙 3 を読み上げさせて頂きます。  
～（別紙 3 の読み上げ）～

**宮里部会長**

それでは、沖縄地方交通審議会船員部会として、別紙 3 のとおり決議するということでおよろしいでしょうか。

～（異議無し）～

**宮里部会長**

異議無しということで、船員部会で決議されたものとし、本決議を沖縄地方交通審議会へ報告します。

続きまして、議事 4 の「意見交換」に移りたいと思います。何かござりますでしょうか。

**宮里部会長**

無いようであれば、事務局から連絡がありますのでお願いします。

**事務局（西専門官）**

1月の船員部会は、1月22日（金）に5階海技試験室で16：30より開催いたします。後日、改めて案内の文書を送付しますが、通常の開催時間よりも大分遅い時間での開催となりますのでご注意いただきたいと思います。出席できない場合は、事前に事務局までご連絡ください。

また、今回の議事録案は後日、いつもどおりメールで照会させて頂きますのでよろしくお願ひいたします。

**宮里部会長**

それでは、本日の部会はこれで終了します。